

宮城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）の幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業に係る適用について（案）

1 内容

宮城県の福祉サービス第三者評価は、厚生労働省の評価基準ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、各福祉サービスについて、県の「評価基準」及び「判断基準・着眼点」を策定し実施している。

ガイドラインは、厚生労働省が各都道府県の指針として定めているものであるが、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業に係るガイドラインは策定されていない。このうち、幼保連携型認定こども園については、全国社会福祉協議会主催の令和3年度「評価調査者普及協議会」において、今後新たに評価基準を策定する予定は無い旨伝達された。

現在、幼保連携型認定こども園を第三者評価対象としている都道府県は36都道府県、地域型保育事業は27都道府県である（いずれも令和3年度未速報値。全国社会福祉協議会調べ）。平成30年度において、幼保連携型認定こども園1施設を「保育所版」の評価基準を用いて第三者評価を受審したことや（当時は正式に評価対象としていなかった）、全国的に見ても地域型保育事業を評価対象とする動きがあることから、県の評価基準について新たに設定するもの。

2 幼保連携型認定こども園版及び地域型保育事業版の評価基準の設定方針

当初計画では、保育所版の評価基準を改正することとしていたが、今回、保育所版を基に新たに評価基準を設定することとなった。今般の設定にあたっては、福祉サービスの効果的な評価が実施されるよう、関係課と調整し、保育所だけでなく幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業にも対応することとした。

なお、評価機関に対する研修等の準備期間を確保するため、令和4年中に設定し、評価調査者継続研修を行った上で、令和5年度から施行することとした。

3 設定対象評価基準

幼保連携型認定こども園、地域型保育事業保育所版（保育所版を基に策定）

4 設定スケジュール（予定）

令和4年12月	第2回委員会での審議
令和5年1月	各委員からの意見取りまとめ等
令和5年1月	設定通知発出
令和5年2月	評価調査者継続研修（設定基準の内容を反映）
令和5年4月1日	設定基準施行